

〔総則〕

第1条 本会は、東京理科大学理窓博士会（理窓博士会）と呼び、事務所を東京理科大学理窓会内に置く。

〔目的〕

第2条 本会は、会員の研究発表、知識の交換ならびに会員相互間の連絡提携の場となり、学術の進歩普及と産業の発展及び社会への貢献を通じて東京理科大学の発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学位取得者祝賀会の開催
- (2) 会員相互の情報交換と懇親
- (3) 「学術奨励賞」の選考
- (4) 講演会・講習会等の開催
- (5) 名簿とホームページの管理
- (6) 機関誌・図書の発行
- (7) 東京理科大学の発展に関する支援
- (8) その他

〔会員資格〕

第4条 東京理科大学理窓会の会員で、学位（博士）を有する者。

- 2 前項以外の者で、幹事会で本会への入会を承認された者。

〔会費〕

第5条 会員は、別に定める年会費を納めるものとする。

〔役員の種類、選任等〕

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 幹事 若干名
 - (3) 監査役 1名以上
- 2 役員は総会において選任する。
 - 3 監査役は幹事を兼ねることはできない。

〔役員職務等〕

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 幹事は、本会の業務を執行する。
- 3 監査役は、幹事会に出席し、本会の業務執行及び会計の状況を監査し、総会において報告する。

〔役員任期等〕

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員によって就任した役員任期は前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任できる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

ればならない。

〔顧問〕

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長その他の役員の要請があるときは、幹事会に出席して意見を述べることができる。

〔総会〕

第10条 総会は会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 会長、幹事会又は監査役が必要と認めたときには、臨時総会を招集することができる。

〔総会の審議事項〕

第11条 総会は以下の事項について審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算報告
- (4) 役員の選任又は解任に関する事
- (5) 会員の入退会に関する事
- (6) 年会費に関する事
- (7) その他、幹事会が総会に付すべき事項として議決した事項

〔幹事会〕

第12条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は会長、幹事で構成する。
- 3 幹事会は会長が招集し、議長を務める。

〔幹事会の審議事項〕

第13条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 重要な会務の運営に関する事項

〔議事録〕

第14条 総会及び幹事会の議事録は、幹事会の承認を得た後、インターネット上の本会ホームページに公開する。

〔会計〕

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。

〔会則の変更〕

第16条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

〔附則〕

この会則は、平成20年7月19日から施行する。

〔附則〕

- 1 この会則は、平成26年9月27日から施行する。
- 2 施行の時点で既に会員であった者は、この会則の規定にかかわらず、会員資格を有するものとする。
- 3 施行の時点の役員の任期は、この会則の規定にかかわらず、就任時から平成27年の通常総会までとする。

- 4 施行の時点の年会費額は、この会則の規定にかかわらず、2,000円とする。